

離婚される時の手続

離婚

R6.4.現在



離婚される方の主な手続のご案内です。住所が郡山市以外の方は住所地へお問合せください。

(その他手続に関することや、詳しい内容については担当課へお問合せください)

詳しくは郡山市ウェブサイトへ

	各制度など	手続内容 (□必要なもの)	窓 口				
			担当課	行政センター	郡山市市民サービスセンター 火～金曜日 10時～17時15分 左記以外 ※月曜休館	緑ヶ丘市民サービスセンター	
共通	□ 離婚届	<input type="checkbox"/> 離婚届書 <input type="checkbox"/> 裁判調書謄本（調停・裁判離婚などの場合） <input type="checkbox"/> 本人確認書類（運転免許証など） ※離婚後も婚姻中の姓を名乗る場合はお問合せください	市民課 (西庁舎1階) 024-924-2131	○	○	● 預かり	○
※「△」は、離婚届が受理済みの方は手続できません。							
離婚届時もしくは離婚届出受理後	□ 住所変更 (同時に住所変更する方)	● 転入・転出・転居の手続をご確認ください		○	○	×	○
	□ 印鑑登録 (姓が変わり、姓を含む印鑑の登録をしている方)	● 離婚日から自動的に使用できなくなります ● 引き続き登録を希望する方は再登録が必要です <input type="checkbox"/> 本人確認書類（運転免許証など） <input type="checkbox"/> 印鑑 ※原則本人申請となります	市民課 (西庁舎1階) 024-924-2131	○	○	△	○
	□ 住民基本台帳カード (取得している方で姓が変わる方)	● 記載事項の変更手続をしてください <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード ※詳しくはお問合せください		○	○	△ 第3土曜日の翌日は除く	○
	□ マイナンバーカード (取得している方で姓が変わる方)	● 記載事項の変更手続をしてください <input type="checkbox"/> マイナンバーカード ※詳しくはお問合せください		○	○ 10時～19時	△ 10時～19時 第3土曜日の翌日は除く	○
	□ マイナンバーカードの署名用電子証明書 (利用している方で姓が変わる方)	● 姓の変更で失効します ● 引き続き利用を希望する方は再発行が必要です <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 暗証番号 ※代理人による手続は必要書類が異なります ※詳しくはお問合せください	マイナンバー活用課 マイナンバーカードセンター (西庁舎1階) 024-955-6221	○	○ 10時～19時	△ 10時～19時 第3土曜日の翌日は除く	○
子ども	□ 児童手当 (※児童がいる場合)	● 担当課へお問合せください ※離婚日の翌日から数えて15日以内の届出が必要になる場合があります		○	×	×	×
	□ 子ども医療費助成 (受給者、または受給者の姓が変わる場合)	● 変更の手続をしてください <input type="checkbox"/> 受給資格者証 <input type="checkbox"/> こどもの健康保険証（受給者変更の場合） <input type="checkbox"/> 新しい保護者（保険の扶養者）名義の預金通帳	子育て給付課 給付係 (ニコニコ子ども館2階) 024-924-2411	○	○ (即日交付不可)	×	○ (即日交付不可)
	□ 児童扶養手当	● 担当課へお問合せください		○	×	×	×
	□ ひとり親家庭医療費助成	● 担当課へお問合せください		○	×	×	×
	□ 保育所・幼稚園・子ども園 (児童の保護者が変更となる方)	● 担当課へお問合せください	保育課 (西庁舎3階) 024-924-3541	/			
	□ 養育費の相談 【父母が離婚する際の子の監護・教育に要する費用分担の取り決めに関する相談】	● 担当課へお問合せください	こども家庭課 女性・ひとり親家庭支援係 (ニコニコ子ども館3階) 024-924-3341	/			
	□ 面会交流の相談 【父母が離婚する際の父または母と子との面会及びその他の交流の取り決めに関する相談】	● 担当課へお問合せください		/			
	□ 就学援助（受給を希望される方）	● 担当課へお問合せください	学校教育推進課 (本庁舎5階) 024-924-2431	×	×	×	×

(裏面につづく)

各制度など	手続内容 (□必要なもの)	窓 口					
		担当課	行政 センター	郡山市民 サービスセンター 火～金曜日 10時～ 17時15分	緑ヶ丘 市民 サービス センター 左記以外 ※月曜休館		
国保	□ 国民健康保険	●変更の手続をしてください □国保の保険証 (70～74歳の方は高齢受給者証も) □写真付公的本人確認書類 □マイナンバーが確認できるもの ※扶養除外になる場合加入の手続が必要です ※加入には資格喪失証明書が必要です ※限度額の認定証なども変更の手続が必要です	国民健康保険課 024-924-2141	○	○	×	○
	□ 後期高齢者医療 (加入している方で姓が変わる方)	●変更の手続をしてください □後期高齢者の保険証 ※限度額の認定証なども変更の手続が必要です	(後期高齢者医療) 後期高齢者医療係 024-924-2146 (西庁舎1階)	○	×	×	×
年金	□ 国民年金	●お問合せください ※扶養除外となり、新たに自分で国民年金保険料を納める方は、種別変更の手続をしてください ※種別変更の手続には資格喪失証明書が必要です		○	○	×	○
	離婚時の年金分割をご希望の方はお問合せください。 ※離婚後2年以内に請求の手続が必要です。		郡山年金事務所 024-932-3434 〒963-8545 郡山市桑野1-3-7				
介護	□ 介護保険 (介護保険証をお持ちの方で姓が変わる方)	●変更の手続をしてください □介護保険被保険者証	介護保険課 (本庁舎1階) 024-924-3021	○	○	● 預かり	○
障がい福祉	□ 各種障がいなどの手帳 (お持ちの方で姓が変わる方)	●変更の手続をしてください □各種障がいなどの手帳 □写真(療育手帳の場合) ※写真のサイズは縦4cm×横3cmです ※身体障害者手帳については、担当課へお問合せください □マイナンバーカードまたは通知カード+本人確認書類 ※精神障害者保健福祉手帳は保健所保健・感染症課、療育手帳は障がい福祉課が窓口となります	(身体・知的障がい) 障がい福祉課 (本庁舎1階) 024-924-2381	○ (富田以外) ※身体障害者手帳のみ	×	×	×
	□ 各種障がい者(児)手当 (受給者、または受給している方で姓が変わる方)	●担当課へお問合せください	(精神障がい) 保健所 保健・感染症課 024-924-2163	/			
	□ 重度心身障がい者医療費助成 (受給している方で姓が変わる方)	●変更の手続をしてください □受給者証 □新しい姓の健康保険証 □新しい受給者名義(新しい姓)の預金通帳 □マイナンバーカードまたは通知カード+本人確認書類		○ ※精神障がいには除く	×	×	×
	□ 障害福祉サービス受給証	●担当課へお問合せください		/			
	□ 自立支援医療 (受給している方で姓が変わる方)	●変更の手続をしてください □受給者証 □新しい姓の健康保険証 □マイナンバーカードまたは通知カード+本人確認書類 担当課へお問合せください ①更生医療 … 障がい福祉課 ②育成医療 … こども家庭課 母子保健係 ③精神通院医療 … 保健所 保健・感染症係	①障がい福祉課 (本庁舎1階) 024-924-2381 ②こども家庭課 母子保健係 (ニコニコこども館3階) 024-924-3691 ③保健所 保健・感染症課 024-924-2163	×	×	×	×
□ 指定難病医療費受給者証	●担当課へお問合せください	保健所 保健・感染症課 024-924-2163	/				
その他	□ □座振替 (□座振替で市税などを納付している方で姓が変わる方)	●金融機関、インターネットまたは右記窓口で変更手続をしてください □納税通知書 □預貯金通帳 □印鑑(通帳印)	収納課 (西庁舎2階) 024-924-2101	○	○	○	○
	□ 飼犬 (犬の飼い主で姓や住所が変わる方)	●変更の手続がありますので担当課へお問合せください	保健所 生活衛生課 024-924-2157	×	×	×	×
	□ 水道 (使用者の名義が変わる方)	●変更の手続がありますので担当課へお問合せください ※電話でも手続できます	上下水道局 お客様サービス センター 024-932-7641	/			
	□ 市営住宅	●郡山市営住宅管理センターへお問合せください	郡山市営住宅管理センター (本庁舎3階) 024-924-7100	/			